

ひ 広報

# ひのはら

6 月号

令和 5 年  
(2023年)  
No.529

6  
月  
の  
花

あじさい  
紫陽花

## ・・・主な内容・・・

財政状況の公表 .....	2
檜原村ものづくり支援事業補助金 .....	5
村営住宅入居者募集 .....	6
檜原村高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画策定に伴う委員の募集について .....	7
令和5年度の個人住民税（村都民税）の変更点 .....	10
総合がん検診（個別検診）のお知らせ .....	16

# 令和4年度下半期 財政状況の公表

村の財政状況を毎年2回お知らせしています。

今回は、令和4年度下半期（10月～3月）の一般会計を中心にお知らせします。

令和4年度の一般会計予算は、下半期3回の補正を行い歳入・歳出とも、40億3,183万3千円となっています。

## 令和4年度 下半期収支状況

(単位：千円)

会計別	予算額			収入済額	収入割合	支出済額	支出割合	備考	
	上半期末	補正	計						
一般会計	3,810,891	220,942	4,031,833	(500,000) 3,647,235	(%) 90.5	(58,000) 2,968,240	(%) 73.6	・収入の( )は、一時借入金 ・支出の( )は、特別会計に 一時繰出金	
特別会計	国民健康保険事業勘定	352,941	4,100	357,041	324,533	90.9	316,596	88.7	
	国民健康保険特別会計				(29,000)				
	直診勘定	219,345	△ 5,952	213,393	163,368	76.6	191,514	89.7	
	簡易水道特別会計	188,711	△ 3,205	185,506	185,426	100.0	172,398	92.9	
	都民の森管理運営事業特別会計	134,682	△ 682	134,000	100,566	75.0	101,636	75.8	
	下水道事業特別会計	207,875	△ 530	207,345	225,153	108.6	217,073	104.7	
	介護保険特別会計	505,487	△ 31,733	473,754	478,415	101.0	382,574	80.8	
	介護サービス事業特別会計	47,453	△ 522	46,931	(5,000) 42,881	91.4	46,883	99.9	
後期高齢者医療特別会計	95,190	△ 10,640	84,550	79,518	94.0	77,349	91.5		
合計	5,562,575	171,778	5,734,353	5,247,095	91.5	4,474,263	78.0		

※特別会計の収入済額欄に記載してある( )は、一般会計からの一時繰入額です。

※一般会計には繰越事業費(146,807千円)が含まれています。

## 村税の状況

(単位：千円)

科目	予算現額	収入済額	収入率(%)
村民税	94,683	96,639	102.1
固定資産税	98,016	98,480	100.5
軽自動車税	9,548	9,697	101.6
村たばこ税	3,323	3,351	100.8
特別土地保有税	1	0	0.0
入湯税	1,617	1,667	103.1
合計	207,188	209,834	101.3

## 歳入

(単位：千円)

科目	予算現額	収入済額	収入率(%)
村民税	207,188	209,834	101.3
地方譲与税	42,780	44,281	103.5
利子割交付金	334	300	89.8
配当割交付金	1,735	1,610	92.8
株式等譲渡所得割交付金	1,689	1,242	73.5
法人事業税交付金	8,348	7,204	86.3
地方消費税交付金	51,786	49,700	96.0
自動車取得税交付金	1	1	100.0
環境性能割交付金	2,863	2,863	100.0
地方特例交付金	102	147	144.1
地方交付税	1,465,083	1,483,032	101.2
交通安全対策特別交付金	693	1,292	186.4
分担金及び負担金	2,639	2,492	94.4
使用料及び手数料	34,542	32,696	94.7
国庫支出金	290,904	248,046	85.3
都支出金	1,506,517	1,299,794	86.3
財産収入	6,902	4,993	72.3
寄附金	9,050	12,074	133.4
繰入金	29,290	9,745	33.3
繰越金	212,657	212,658	100.0
諸収入	143,823	23,231	16.2
村債	12,907	0	0.0
合計	4,031,833	3,647,235	90.5
	一時借入金	500,000	—
	合計	4,147,235	102.9

## 歳出

(単位：千円)

科目	予算現額	支出済額	支出率(%)
議会費	72,312	69,830	96.6
総務費	1,047,356	841,353	80.3
民生費	711,837	657,306	92.3
衛生費	305,498	286,502	93.8
農林水産業費	530,904	273,838	51.6
商工費	98,752	83,094	84.1
土木費	358,497	289,812	80.8
消防費	144,255	120,841	83.8
教育費	238,967	207,108	86.7
災害復旧費	38,606	36,905	95.6
公債費	101,215	101,207	100.0
諸支出	371,298	444	0.1
予備費	12,336	0	0.0
合計	4,031,833	2,968,240	73.6
	一時繰出金	58,000	—
	合計	3,026,240	75.1

※1,000円未満の数値は端数調整していますので、実際の額と異なる場合があります。

# 企(起)業誘致優遇制度について

企(起)業誘致優遇制度は、檜原村における環境や地域特性に適合した企(起)業誘致を推進するため、企(起)業に対して必要な優遇措置を講じることにより、産業の活性化及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の発展及び村民生活の向上に資することを目的に、一定の要件を満たした企業及び起業者が村内において新たに事業を新設する場合に各種優遇措置を受けられる制度です。

## 【制度の概要】

- **対象地域** 檜原村全域
- **指定事業者** 企(起)業誘致優遇制度を希望する事業者は、あらかじめ指定を受ける(指定事業者となる)必要があります。

## ● 企(起)業誘致優遇制度を受けることができる事業者及び規模等

- 1) 対象事業者 村内で営利の目的をもって事業を営む法人又は個人事業者、その他当制度の目的を達成するため、村長が適当と認める法人又は個人事業者
- 2) 規模 大企業に限らず個性のある中小企業、個人事業者も対象とします。
- 3) 雇用者数 対象施設の常用雇用者数は2名以上とし、原則として村内住民を2分の1以上雇用することを要件とします。ただし、個人事業者の場合は、原則として村内住民を1名以上雇用することを要件とします。
- 4) 事業用地等 対象となる事業用地及び事業用資産についての制限はありません。

## ● 企(起)業誘致優遇制度を受けることができる事業者の要件

- 1) 檜原村環境保全条例(平成21年制定)を遵守する事業者であること。
- 2) 地域の特性に適合し、環境の保全に必要な措置が講じられていること。
- 3) 業績の安定性、信頼性等が優良かつ見込まれること。
- 4) 施設の設置、操業、業務開始が工場立地法その他の関係法令に適合していること。
- 5) 国税及び地方税及び上下水道料金等を滞納していないこと。

## ● 優遇制度の種類及び内容

制度の種類	制度の内容
操業助成金	指定事業者が取得した事業所の土地、家屋及び償却資産に対して賦課された固定資産税のそれぞれの年度の納付額に相当する額(事業開始後、賦課された最初の年度より3年間)
雇用促進助成金	指定事業者が事業所において新規雇用した者のうち、事業開始日以前から本村に居住し、住民基本台帳法第5条の規定により登録されている者のうち、新規雇用の日から1年以上継続して雇用されたものの人数(2年目の適用については、前年までの適用人数のうち最も多い人数からの増員分を対象とします。)に20万円を乗じて得た額(事業開始の日から2年間で200万円を限度)
上下水道料金及び電気料金助成金	指定事業者が事業所において上下水道及び電気の使用を開始した月から3年分の上下水道料金及び電気料金のうち、当該使用した月から1年分を単位として、納付した使用料の額の100分の30を乗じて得た額(1年につき50万円を限度)

用地取得助成金	指定事業者が購入した事業の用に供する土地に係る固定資産評価額又は賃貸用施設の用に供する家屋及び土地の賃貸料（土地等賃貸料）に 100 分の 50 を乗じて得た額（1,500 万円（個人事業者の場合 500 万円）を限度、ただし、土地等賃貸料については、事業開始の日から 3 年間で 300 万円（個人事業者の場合 100 万円）を限度）
用地造成助成金	指定事業者が事業の用に供するために購入又は借り入れた土地で、施設の建設のための造成費の 100 分の 50 を乗じて得た額（1,000 万円（個人事業者の場合 300 万円）を限度）
施設設置助成金	指定事業者が設置した事業所の建設価格に 100 分の 50 を乗じて得た額（1,500 万円（個人事業者の場合 500 万円）を限度）
機械設備設置助成金	指定事業者が設置した事業所又は賃貸用施設内に設置した機械設備で、事業の開始に伴い新たに設置し、固定資産税の償却資産の課税対象となった機械設備の取得価格に 100 分の 50 を乗じて得た額（1,000 万円（個人事業者の場合 300 万円）を限度）
利子補給助成金	檜原村小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱（平成 11 年要綱第 2 号）における利子補給を受けていない指定事業者で、当該事業の用に供するための融資を受けている指定事業者に対し、当該貸付利率の年 1.5 パーセントに相当する額（貸付利率が年 1.5 パーセント以下の時は、当該貸付利率から 0.1 パーセントを差し引いた率）（150 万円を限度）

※用地取得助成金・用地造成助成金・施設設置助成金・機械設備設置助成金は、4つの助成金を合計し、3,000 万円（個人事業主 1,000 万円）を限度額とします。

●本制度により指定された指定事業者

- ① FUNFAM 株式会社（笹野地区）
- ② フロントアジャパン株式会社（藤倉地区）
- ③ 株式会社ウッドボックス（小岩地区）
- ④ 株式会社 KEIKOKU（数馬地区）
- ⑤ カノトセラピールーム（神戸地区）

詳しい内容等は、下記へお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

〈広告〉

建築一式工事業

都知事許可(般-1)第87705号

(有)吉澤工務店

代表取締役 吉澤 伸行

檜原村2733-2  
 (代)TEL 598-0551 FAX 598-1008  
 日の出町事務所・工場 TEL 597-0984  
 E-mail:yoshizawa-k@kve.biglobe.ne.jp

季節折々のお弁当・オードブル・お料理をお届けします

仕出し たつ州

様々な用途でご利用頂けます 代表 岡部 竜州 檜原村2005

- 🍴 お祝い・法事・おせち料理
- 🍴 イベント&自治体の会食
- 🍴 ご友人&ご親族の集まり

檜原村内配達OK  
 (車両乗入れ可能な場所)

個数やご予算などお気軽に  
 ご相談下さい! ※別途消費税がかかります

☎ 080-7227-8781  
 instagram.com/shidashi\_tatsushuu

LINEからも相談  
 ご注文できます!



ID @808yllhl

# 檜原村ものづくり支援事業 補助金について

「檜原村ものづくり支援事業」は、地域の振興及び雇用の拡大を図ることを目的とし、地域資源を活かした新製品等の開発や販路の開拓等、新たなものづくりに必要な経費の一部を補助します。

**対象者**…①村内に住所を有する個人または村内に事業所を有する中小企業者  
②構成員の2分の1以上が①の者で構成される団体  
③村と連携協定を締結している学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校

**補助対象事業**…研究開発事業（原材料費、機械装置等設備費、外注加工費）  
市場調査事業（調査委託料、機器レンタル料、調査機器購入費）  
販路開拓事業（展示会等への参加に要する経費、広告宣伝費）  
東京都地域特産品開発支援事業費補助金の交付を受けている事業  
※事業実施前に事業計画認定申請が必要です。

**実施事例**…○「ひのじゃがくん」を使ったおみやげ品の開発等  
○檜原村在来作物のPR事業や商品開発、料理開発等

## 補助金額

事業費等	補助率	補助金の限度額
50万円以上	50%	30万円
30万円以上から50万円未満	70%	25万円
30万円未満	90%	20万円
東京都地域特産品開発支援事業費補助金の交付を受けている事業	補助対象事業費から東京都地域特産品開発支援事業費補助金を差し引いた額の90%	135万円

詳しい内容等は、下記へお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

〈広告〉

## 緑の募金に ご協力よろしくお願ひします

緑の募金は森林の整備や緑化の推進に活用されます。  
緑の募金で森林を育て、緑を守ります！

問い合わせ先  
農林産業係 内線129・130

## 消防・防災全般 備えあれば憂いなし！

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品・防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検・建築設備・防火対象物点検

株式会社 **セイフティー**  
(旧:株式会社 きしの防災)

東京都知事許可(般28)第83107号  
〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11  
TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462  
[safety@sft-bousai.com](mailto:safety@sft-bousai.com)

# お知らせ

## 村営住宅入居者募集

下記のとおり、村営住宅の入居者を募集いたします。

住宅名	所在地	募集戸数	使用料（月額）
村営元郷住宅	檜原村425番地	1戸（2号棟）	35,000円

### 【村営住宅申込者の資格】

- ①過去2年間において、市（区）町村民税の滞納がないこと。
- ②現に自ら居住するため住宅を必要としていること。
- ③村に住所又は一定の勤務場所を有する者、若しくは有することが村営住宅の使用により確実に認められる者であること。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

### 【募集の案内及び申請書の配布】

檜原村役場西庁舎1階 企画財政課むらづくり推進係  
土・日を除く、午前9時～午後5時。



### 【申し込み期間】

6月5日（月）から23日（金）まで  
詳細については、下記までお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

## 檜原村安全・安心むらづくり協議会よりお知らせ 台風・大雨に備えましょう！！

### 台風が来る前に…大雨が降る前に…事前の備えを

- 窓や雨戸はしっかりとカギをかけ、必要に応じて補強する。
- 側溝や排水口は掃除して水はけを良くしておく。
- 風で飛ばされそうな物は飛ばないように固定したり、家の中へ格納する。
- 非常用品の確認（懐中電灯、携帯用ラジオ、救急薬品、衣類、非常用食品、携帯ボンベ式コンロ、貴重品など）
- 飛散防止フィルムなどを窓ガラスに貼ったり、万一の飛来物の飛び込みに備えてカーテンやブラインドをおろしておく。
- 水の確保（断水に備えて飲料水を確保するほか、浴槽に水を張るなどして生活用水を確保する。）
- 避難場所の確認

◎ お問い合わせ先 総務課総務係 内線 216

# 檜原村高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画策定に伴う 委員の募集について

檜原村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、多くの意見を反映させるため、策定委員を募集します。

## 募集人員

檜原村に住所を有する65歳以上の檜原村介護保険の被保険者 1名

## 募集期間

令和5年6月1日（木）～6月30日（金）

## 委員の任期

令和5年7月3日～新しい計画策定までの間

## 応募方法

福祉けんこう課福祉係に電話でお申し込み下さい。なお、応募が定員を超えた場合には、抽選とさせていただきます。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 Tel 042-598-3121

お知らせ

# 監査結果報告

檜原村監査委員により下記の監査が行われました。

## 例月出納検査

- 1 審査の対象  
令和4年度3月分 檜原村一般会計及び7特別会計
- 2 審査の期日  
令和5年4月26日（水）
- 3 審査の手続  
会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか会計毎に調書を作成し、現金の出納及び保管の状況を検査する。
- 4 審査の結果  
令和4年度3月分、一般会計及び7特別会計を検査した結果、伝票、証拠書類等正確に整理されており指摘事項もなく良好であり、正確に執行されていた。

◎ 問い合わせ先 議会事務局議事係 内線 311

## 7月の人権・行政相談

**対象者** 村内在住の方  
**相談方法** 面談による相談  
**日時** 7月13日（木）午後1時～午後3時  
**場所** 檜原村役場3階住民ホール

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115

## 司法書士による無料法律相談のお知らせ

相続、遺言、クレジット、サラ金などで困っていること、悩みごと、わからないことはありませんか。東京司法書士会三多摩支会による無料法律相談を開催いたします。お気軽にお越し下さい。

**対象者** 村内在住の方  
**相談方法** 面談による相談  
**日時** 7月13日（木）午後1時～午後4時（受付時間 午後0時50分～午後3時30分）  
**場所** 檜原村役場3階住民ホール

◎ 問い合わせ先 ・村民課村民保険係 内線 111・115  
 ・東京司法書士会三多摩支会 TEL 042-527-1919

## 国民年金からのお知らせ 国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

日本国内に住むすべての方は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられていますが、学生は申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

### 〈対象者〉

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が一定額以下であることが条件です。

### 〈申請方法〉

申請先

- ・村役場村民課窓口
- ・お近くの年金事務所

必要書類

- ・基礎年金番号通知書または年金手帳
- ・在学期間が分かる学生証または在学証明書（原本）

◎ 問い合わせ先 青梅年金事務所 TEL 0428-30-3410



# マイナンバーカードのお知らせ

## ☆マイナンバーカード取得の流れについて

- ①**カード申請**…必要なものは、申請書と写真です。役場窓口では申請に必要な写真撮影等のサポートを行っています。
- ②**カード受取り**…カードの受取り方法は2通りあります。
  - ・ 窓口で受取る場合：役場より交付案内通知を送付します。通知がお手元に届きましたら、事前に電話予約をした上で村民課窓口にお越しください。カードの受取りは原則本人の来庁が必要です。
  - ・ 郵送で受取る場合：申請時に窓口に通じカードや写真付きの本人確認書類をお持ちになった方に限り、ご自宅にカードを送付します。詳しくはお問い合わせください。

## ☆マイナポイント第2弾

令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請した方は、最大で20,000円分のマイナポイントがもらえます。マイナポイントの申込期限は令和5年9月末までです。申込みは、村民課窓口またはご自身でスマートフォンを使ってインターネットサイトからできます。

マイナポイント第1弾にて、カード新規取得でもらえる5,000円分のマイナポイントの申込みがお済の方は、健康保険証の利用申込みと公金受取口座の登録でそれぞれ7,500円分のマイナポイントがもらえますのでご利用ください。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115

# 後期高齢者医療制度の被保険者の方へ ジェネリック医薬品差額通知をお送りします

現在服用されている先発医薬品をジェネリック医薬品へ切り替えた場合に、お薬代（自己負担額）がどれくらい軽減できるかの目安となるジェネリック医薬品差額通知書等を、6月下旬、12月中旬にお送りします。

## 【対象者】

生活習慣病などで先発医薬品を処方されている方で、お薬代が一定額以上軽減されると見込まれる方  
※すべての被保険者の方にお送りするものではありません。

## 【ジェネリック医薬品とは】

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許期間が切れた後に、先発医薬品と同じ有効成分で製造・販売され、先発医薬品と同等の品質・効き目・安全性があると国が認めた医薬品です。また、開発費用が抑えられているので、先発医薬品よりも一般的に価格が安くなっています。

## 【注意事項】

現在、一部のジェネリック医薬品におきまして供給不足のものが 있습니다。安定供給に向けた取り組みをしておりますが、ご希望のジェネリック医薬品に切り替えできない場合もありますので、ご理解ください。

◎ 問い合わせ先 ジェネリック医薬品差額通知サポートデスク TEL 0120-629-016

（開設期間）第1回通知 発送日の翌日（6月下旬）～ 令和5年7月31日（平日午前9時～午後5時）

第2回通知 発送日の翌日（12月中旬）～ 令和6年1月31日（平日午前9時～午後5時）

※12月29日～1月3日は除きます。

# 令和5年度の個人住民税(村都民税)は ここが変わりました。

## 1 未成年者の村・都民税の非課税条件について

民法の成年年齢の引き下げに伴い、令和5年度から賦課期日時点で18歳又は19歳の方は、村・都民税の課税・非課税判定における未成年にはあたらないこととなりました。

※未成年者であっても婚姻者の場合、民法上成年者とみなされるため、18歳未満の場合でも非課税となりません。

未成年者の対象年齢	
令和4年度まで	令和5年度から
20歳未満	18歳未満
※令和4年度の場合、平成14年1月3日以降に生まれた方	※令和5年度の場合、平成17年1月3日以降に生まれた方

## 2 住宅ローン控除制度の見直し

住宅ローン控除の適用について、令和4年1月1日から令和7年12月31日までに入居した方が対象となります。

所得税の住宅ローン控除の見直しに伴い、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれない額を、控除限度額の範囲内で翌年度分の個人住民税(所得割)から控除する措置について見直しを行います。(村・都民税における住宅ローン控除限度額は次の表のとおりです。)

入居した 年 月	(1)	(2)	(3)
	平成21年1月から 平成26年3月まで	平成26年4月から 令和3年12月まで(注1)	令和4年1月から 令和7年12月まで(注2)(注3)
控 除 限 度 額	所得税の課税総所得金額×5% (最高97,500円)	所得税の課税総所得金額×7% (最高136,500円)	所得税の課税総所得金額×5% (最高97,500円)

(注1) 住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合に限りです。

(注2) 令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額の税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、表内(2)の控除限度額と同じになります。

(注3) 令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローン控除の対象外となります。(令和5年末までに新築の建築確認を受けた住宅に、令和6年以降入居する場合は住宅ローン控除の対象となります。)

※詳しい内容については、檜原村ホームページをご覧ください。

◎ 問い合わせ先 村民課税務係 内線112・114

〈広告〉

～今月の納期～

**6月30日(金)です**

・ 村都民税(普通徴収)  
第1期

納め忘れのないようお願いいたします。

**24時間年中無休で安心をお届けします**

◆営業品目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品  
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備  
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

**(株)消防弘済会**

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

http://www.kousaikai.com

# 環境・下水

## 下水道料金の減免措置について 下水道料金の減免を受けることができます!

### 檜原村公共下水道料金の減免措置概要

#### ■下水道料金の免除措置を行えるもの

- 生活保護法による、「生活扶助」を受給されている方
- 児童扶養手当法による、「児童扶養手当」の支給を受けている方
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律により「特別児童扶養手当」の支給を受けている方
- 旧国民年金法による母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する方で、遺族基礎年金を受給されている方

【免除内容】 下水道料金 1月当たり8m<sup>3</sup>までの汚水排出量に係る料金の全額を免除します。

#### ■下水道料金の減額措置を行えるもの

- ①公衆浴場営業 ②医療施設 ③社会福祉施設 ④生活保護法による「教育扶助」、「住宅扶助」、「医療扶助」又は「介護扶助」を受給されている方 ⑤用水型皮革関連企業 ⑥めっき業 ⑦染色整理業 ⑧高齢福祉年金受給者

#### ⑨次の生活関連業種

パン製造小売業／クリーニング業／魚介類小売業／豆腐製造小売業／日本そば店／中華そば店／野菜小売業／かまぼこ水産加工業／こんにゃく製造業／民生食堂・大衆食堂／食肉小売業／大衆すし店／あん類製造業／めん類製造業／ソース製造業／つけ物製造業／そうざい製造業／つくだ煮製造業／ハム・ソーセージ製造業／水産物仲卸業／簡易宿所営業等／理容業／美容業

なお、減免措置を受けるためには申請書を提出していただく必要があります。  
詳しくは担当までお問い合わせください。

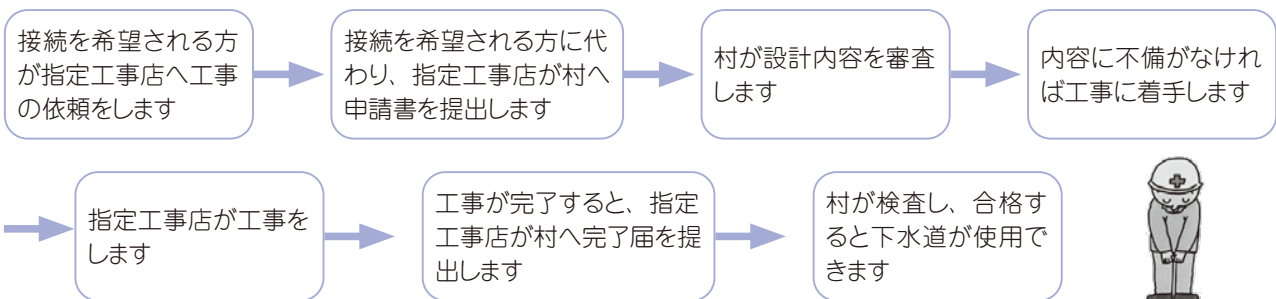
◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127

環境・  
下水道

## 下水道への接続は指定工事店へ

下水道への接続工事は村が指定した「檜原村指定下水道工事店」でなければ工事ができません。この工事店は排水設備（宅内）工事だけでなく、村への申請手続きを代行して行います。お気軽にご相談ください。  
※複数の工事店から見積りをとるなど、事前に工事内容を十分確認し、工事を依頼してください。

### 下水道が使えるまでの流れ



◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127

# 檜原村指定上下水道工事店

令和5年4月1日現在

		業 種		所 在 地	電 話 番 号
		水道	下水道		
村 内 工 事 店	高 木 設 備	○	○	檜原村 2979	042-598-0496
	翠 高 庭 苑 (株)		○	檜原村 3572	042-598-0414
	(有) 市 川 建 材 土 木		○	檜原村 2877	042-598-0513
	(株) 武 田 組	○	○	檜原村 1393	042-598-6011
	平 野 設 備 工 業	○	○	檜原村 9108-2	042-598-0588
	草 間 工 業 (株)		○	檜原村 101	042-598-0245
	(株) 永 美 総 建	○	○	檜原村 260	042-598-1900
村 外 工 事 店	(株) カゴシマ		○	日の出町平井 906-4	042-597-7565
	(有) 渡 辺 工 業 所	○	○	八王子市千人町 3-9-7	042-665-1867
	(有) 望 月 設 備 工 業	○	○	あきる野市山田 968-1	042-533-0171
	(有) 野 口 水 道	○	○	あきる野市瀬戸岡 299-6	042-550-4266
	積 和 建 設 東 京 (株)	○	○	町田市下小山田 2720-4	042-798-6351
	(有) 乙 訓 工 業 所		○	あきる野市乙津 792	042-596-2516
	橋 本 設 備 工 業 (株)	○	○	あきる野市館谷 193-2	042-596-3842
	(有) カネシヨウ	○	○	あきる野市戸倉 733-4	042-596-1002
	(株) ホシノ	○		あきる野市二宮 2406-11	042-550-1132
	村 野 商 会		○	あきる野市野辺 456	042-558-1507
	(株) アイソング		○	あきる野市雨筒 650-1	042-558-5555
	(有) 秋 川 総 合 住 設	○	○	あきる野市瀬戸岡 275-9	042-558-5490
	(株) 協 同 設 備 工 業	○	○	立川市錦町 3-6-16	042-540-2950
	(株) 平 塚 設 備 工 業	○	○	あきる野市山田 916-1	042-595-3230
	(株) サカ工	○		あきる野市野辺 257	042-558-0136
	(株) 森 田 工 業 所	○		福生市熊川 741	042-553-0403
	(有) 村 山 衛 生 設 備	○		武蔵村山市岸 3-3-4	042-560-1840
	(有) 藤 城 事 務 所	○		小平市小川町 1-801-128	042-348-8481
	(有) 加 藤 設 備	○	○	あきる野市野辺 255-17	042-558-6805
	(株) 岡 村 設 備 工 業	○	○	武蔵村山市中原 1-16-17	042-560-7356
	(有) 竹 山 設 備	○	○	日の出町平井 1762-4	042-597-6677
	(株) 日本水道センター	○		千葉県船橋市浜町 2-3-37	047-421-1281
	八 洲 環 境 保 全 (有)	○	○	青梅市今井 1-122	0428-31-4191
	東京浴槽事業協同組合	○		渋谷区渋谷 2-10-16	03-3400-8477
	東京燃料林産(株)	○		昭島市武蔵野 2-6-25	042-543-3144
	テラルテクノサービス(株)	○		文京区後楽 2-3-27	03-3818-7762
	セントラルファシリティーズ(株)	○		杉並区松ノ木 3-26-11	03-5913-8935
	(株) ミタックス	○	○	国分寺市東戸倉 1-15-16	042-300-0881
	石 崎 工 業 (株)	○		青梅市新町 2-35-4	0428-31-1977
	(株) 水 木 設 備	○	○	羽村市神明台 1-7-13	042-555-4755
	(株) 開 成	○	○	立川市錦町 6-24-14 日野橋立川ビル 2 階	042-555-3251
	(株) 井 上 設 備		○	八王子市片倉町 2166-6	042-635-8083
	(株) アクアサービス	○		大阪府豊中市庄内栄町 4-5-7	06-6335-1211
	(株) クラシアン	○		神奈川県横浜市港北区新横浜 1-2-1	045-473-8181
(有) 原 島 組		○	昭島市中神町 1-14-6	042-546-5659	
(株) 大 智 設 備	○		神戸市長田区長田町 3-2-12	078-797-5443	
(株) 日 光 建 設	○		横浜市港北区岸根町 412-1- A 207	045-633-8195	
(株) 忠 光	○	○	杉並区西荻南 3-16-8	03-5344-9013	
諸 星 設 備 工 業	○	○	八王子市中野上町 5-26-8	042-625-4443	
(株) 共 伸 工 業		○	青梅市二俣尾 2-402-1	0428-78-7253	

(村内、村外とも登録順)

環境・  
下水道

# 東京都下水道局からのお知らせです

東京都下水道局では、雨の多い6月を「浸水対策強化月間」と定め、浸水の備えをお願いしています。道路にある雨水ますや側溝がふさがっていると、**雨水が適切に処理されず、浸水被害の危険性が高まります。**雨水ますや側溝にごみを入れたり、上に物を置いたりしないようお願いします。

また、「東京アメッシュ」で降雨情報を提供しています。(http://tokyo-ame.jwa.or.jp/)

◎ 問い合わせ先 東京都下水道局流域下水道本部 Tel 042-527-4828

# あきる野商工会からのお知らせ 「住宅改修工事等助成事業」ご案内

あきる野商工会では、檜原村またはあきる野市の住民の方が所有し、かつ居住している個人住宅の改修工事及び自然災害対策改修工事をあきる野商工会会員事業所（檜原村・あきる野市に店舗等がない事業者、または檜原村・あきる野市に本店登記（機能）がなく一般の地域店舗に比べて規模の大きい事業者などは会員であっても対象外）によって行った場合に、その費用の一部を助成する「住宅改修工事等助成事業」を実施します。

令和5年7月3日（月）以降、商工会へ申請した後に工事着工し、令和6年2月29日（木）までに工事完了報告を提出できる10万円以上（税別）の工事に対し、見積額または工事完了後の支払額のいずれか少ない額の5%で、1世帯年1回限り10万円を上限に助成します。ただし、予算額に達し次第終了となります。詳細については、あきる野商工会までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 あきる野商工会 Tel 042-559-4511（本所）・042-596-2511（五日市支所）

環境・  
下水道

〈広告〉

電気のことなら何でもご相談ください！



電気工事



豊富な季節家電



洗剤自動投入  
洗濯機



補聴器の  
お取扱い

比べてみれば、  
やっぱり  
近くの電気屋さん。





ACOS **ミニ電気**

五日市店 あきる野市五日市20  
☎ (042)596-1326  
☎ (042)596-2514

## 犬を飼っている方へ

生後91日以上の子犬を飼っている方は、犬の情報登録と年1回の狂犬病予防注射が法律で義務づけられています。

注射を受けたら、早めに産業環境課生活環境係で狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。

狂犬病予防注射料金は、各動物病院にお問い合わせください。

また、放し飼いをしている・引き綱をしないで散歩させている・犬のフンを始末しないなどの苦情が寄せられることがあります。飼い主の方はマナーを守り、まわりの方に迷惑をかけないようにし、人と動物との調和のとれた共生社会を実現するために次のことを守ってください。

- 犬の放し飼いは危険です。放し飼いはやめましょう。また、散歩や運動の時は必ず引き綱をつけましょう。
- 散歩の時は犬のフンを放置したままにしないで、持ち帰りましょう。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121

## 福祉・けんこう

### 7月の栄養相談

**【日時】** 7月12日（水）・7月26日（水） 午前9時30分～午後3時

**【会場】** やすらぎの里 保健センター（けんこう館2階）

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、栄養士・保健師がご相談に応じます。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

### 歯周病予防教室

いつまでも自分の歯でおいしく食べ続けるためには、若いうちからの歯周病予防が大切です。歯周病と生活習慣病との関係など歯周病予防について、歯科衛生士・保健師がお話します。是非ご参加ください。

**【日時】** 7月14日（金） 午前10時～午前11時

**【場所】** やすらぎの里 保健センター

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

## 栄養教室

## ヘルシ～ひのはらいふ

栄養教室「ヘルシ～ひのはらいふ」を行います。

みなさんが健康で豊かな生活を実現していけるよう、健康に関する正しい情報をお伝える場、正しい食生活を身に付けていただく場です。今回のテーマは「貧血」についてです。ぜひ、ご参加ください。

**対象者** ご興味のある方どなたでもお申込みいただけます（定員12名です。7月7日（金）までにお申込みください。）。

**日時** 7月19日（水） 午前10時～午後1時 **場所** やすらぎの里 保健センター

◎ 申し込み・問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

## HOT応援隊(子育て相談事業)のご案内

檜原村子ども家庭支援センターでは、小児発達専門医と臨床心理士による子育て相談を実施いたします。お気軽にご利用ください。

☆日 時 7月20日（木） 午後2時30分～午後4時30分

☆場 所 やすらぎの里 子ども家庭支援センター

☆対 象 檜原村で子育てをしている保護者の方・お子様・関係機関

☆内 容 子育てや育児方法に関する相談

☆相談担当 東京西徳洲会病院 小児医療センター 医師 二瓶健次氏 臨床心理士 白川公子氏

\*費用はかかりません。 \*秘密は厳守いたします。 \*予約が必要となります。

◎ 予約・問い合わせ先 檜原村子ども家庭支援センター TEL 042-598-3122

## 子ども家庭支援センターは家族みんなが笑顔で過ごせることを応援します。

発達障害のある子どもと良い関係を作るための基本的な対応のポイントは、どんな子どもに対しても当てはまるものです。今年度は数回に分けて基本的な対応のポイントをご紹介します。

## 《ポイント1 子どもの行動をよく観察しましょう》

子どもが泣いて大騒ぎをしたり、ものを投げたりすると、ついイライラして「何やっているの、やめなさい!」「だめでしょ!」と、その行動ばかり目がいてしまいます。

でも、ちょっと立ち止まって、どうしてパニックになったり、かんしゃくを起こしたりしたのだろうと考えてみてください。

子どもの行動のどこかに、そのヒントが隠れているはずですよ。

発達障害は、しつけや育て方に問題があるからと誤解されることが多いのですが、脳の機能の偏り（生まれながらの特性）によるものです。

「だれだって個性があって一人一人は違うのだから、発達障害の子も同じようなものでは?」と考える方もいると思われませんが、その個性が原因で日常生活に様々な支障をきたすことがあるレベルのものを「発達障害」と呼んでいます。そして、このレベルの個性を「特性」と呼ぶことが多いようです。

子どもは一人一人個性も特性も異なりますので、それらを参考にしてそれぞれの子どもにあった対応を考えてはいかがでしょうか。

子どもにとっても育てる大人にとってもよい関係が作れるとよいですね。

参考図書:「発達障害のある子と家族によりそう安心サポートBOOK」

◎ 問い合わせ先 檜原村子ども家庭支援センター TEL 042-598-3122

# 総合がん検診(個別検診)のお知らせ

医療機関で総合がん検診の個別検診をご希望される方は、下記の表の2箇所の医療機関で実施します。実施内容等については、以下のとおりとなります。この機会にぜひ受診し、ご自身の健康管理に心掛けてください。

実施医療機関	日の出ヶ丘病院	檜原診療所
検査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>胃がん検診（バリウムを飲み X 線撮影検査） ※日の出ヶ丘病院のみで受けることができます。</li> <li>肺がん検診（X 線撮影検査・必要に応じ喀痰検査）</li> <li>大腸がん検診（便潜血検査）</li> <li>前立腺がん検診（血液検査）</li> <li>肝炎ウィルス検診（血液検査）</li> <li>* これまでに肝炎ウィルス検診を受診された方は対象外となります。</li> </ul>	
対象者	檜原村内在住の30歳以上の方で、総合がん検診(個別検診)を希望される方。 * 検診の種類によって受診可能な年齢が異なるものがあります。	
費用	無 料	
申込期間	令和5年6月1日(木)～ 令和6年2月9日(金) 午前8時30分～正午、 午後1時～午後4時30分まで(土日祝日を除く)	令和5年6月1日(木)～ 令和6年3月8日(金) 午前8時30分～正午、 午後1時～午後5時まで(土日祝日を除く)
申込方法	上記期間内にお電話にてお申込みください。 申込先：日の出ヶ丘病院 電話番号：042-588-8666	申込先：福祉けんこう課けんこう係 電話番号：042-598-3121
受診期間	令和5年7月3日(月)～ 令和6年2月29日(木) 原則、平日のみとなります。 受診時間等詳細につきましては、直接お問い合わせください。	令和5年7月3日(月)～ 令和6年3月8日(金)の平日 検診当日は午前8時30分までに受付をしてください。

◎ 問い合わせ先 やすらぎの里 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

〈広告〉

## 一般土木工事一式

東京都知事許可(般-1)第111726号

 ICHIKEN

(有)市川建材土木

檜原村2877

TEL 042-598-0513  
FAX 042-598-0047

一般建築・リフォームのことなら  
なんでもご相談下さい!!



一般建築・リフォーム

株式会社 光壽建築

東京都知事許可(般1)第123420号

代表取締役 野村 良和

〒190-0200 東京都西多摩郡檜原村435-2

TEL 042-598-0870  
FAX 042-598-1300



## 児童手当・児童育成手当・乳幼児医療費助成制度・子ども医療費助成制度の現況届について

村では、令和4年度から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要といたします。ただし、以下の方については、個別に現況届を送付いたします。

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が檜原村でない方
- ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④ 法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ⑤ その他、村から提出の案内があった方

村から現況届の案内があった方は、**令和5年6月30日（金）**までに提出してください。

期限までに届出をしないと6月以降の手当の支給、10月以降の医療証の交付が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

※住所が変わった、氏名が変わった等の変更があった場合には、必ず福祉けんこう課福祉係まで届出をお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

## こちら地域包括支援センターです!!

一人暮らしの方や高齢者の方の世帯の方を対象に、各種見守り関連事業を実施しています。事業をご利用いただくことで、早期に異変に気付くことができる場合があります。詳細は地域包括支援センターへお問い合わせください。

### ◆高齢者等買い物支援事業

・ 事前に村に登録された協力店が、注文のあった商品を自宅までお届けします。また、その際に声掛けを行う等、安否確認を行います。

### ◆高齢者みまもり事業

・ 高齢者の自宅を郵便局員が毎月1回（30分）訪問して安否確認や生活状況を確認します。

### ◆高齢者電話見守り事業

・ 毎日決まった時間に自動音声による電話をし、サービス利用者の体調・安否を確認し、事前に登録されたメールアドレスに報告します。

### ◆高齢者等ごみ収集支援事業

・ ごみ出しが困難な高齢者や障害者の方などを対象に、ごみや資源を玄関先まで戸別収集に伺います。また、その際声掛けを行う等、安否確認も行います。

### ◆配食サービス

・ 食事を用意することが困難な高齢者を対象に栄養バランスのとれた食事を提供します。また、その際声掛けを行う等、安否確認も行います。

### ◆高齢者宅警報機器等取付事業

・ 一人暮らし高齢者等の本人及び離れて暮らす家族が安心して生活できるよう、高齢者宅に機器を設置します。

◎ 問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター TEL 042-598-3121

## 教育・文化

# 檜原村高等学校等就学世帯生活支援交付金の申請について

檜原村では、高等学校等へ就学する生徒の保護者に対して、高等教育における保護者の経済的負担を軽減するため交付金を交付いたします。

### 1. 補助対象者

- 檜原村の区域内に住所を有する生徒と同一世帯に属する保護者  
(住所を有する生徒の生活実態が檜原村にない方は対象外とします。)
- 次に該当する方は、交付金対象外とします。  
交付申請書提出期限(10月末現在)に村税、村の使用料を滞納している方

### 2. 交付の基準額及び交付金の額

- 交付金の基準額は、対象生徒の住所地直近のバス停から、武蔵五日市駅までの区間のバス定期券1か月分の料金を基準額とします。交付額については、年間11か月分を限度額として、基準額に乗じた80%とし1,000円未満切り捨てとします。ただし、就学の実情に応じて交付金を減額することもあります。

### 3. 交付金の決定

- 交付金を希望する方は、交付申請書(様式第1号)②在学証明書(令和5年9月以降の日付)③請求書(様式第4号)④口座振込依頼書(様式第5号)に必要事項を記入し、10月末日までに教育委員会へ申請してください。交付が、決定されれば交付決定通知書(様式第2号)を送付し交付が認められない場合は、非該当通知書(様式第3号)を送付します。  
なお、申請後、書類審査の際に、村税、村の使用料の滞納が確認されると交付対象外となります。交付決定を受けた方は、請求書(様式第4号)を教育委員会へ提出ください。

### 4. 交付金交付の停止及び決定の取消

- 保護者又は生徒が次に該当した場合は、翌月分から交付金の停止、又は交付決定を取り消します。  
①休学したとき ②停学になったとき ③退学したとき ④交付金を辞退したとき ⑤転出したとき  
⑥偽りその他不正の手段により、交付金の交付を受けたとき  
以上の事由が確認されたときには、交付金の一部、又は全部を返金していただくことになります。

### 5. 報告義務

- 保護者は、交付金の交付決定後、申請内容に異動が生じた場合は、速やかに教育委員会へ報告してください。

### 6. 提出書類 ※押印はスタンプ印不可です。

- ①交付申請書(様式第1号) ②在学証明書(令和5年9月以降の日付) ③請求書(様式第4号)  
④口座振込依頼書(様式第5号)

### 7. 交付金の交付方法

- 口座振込のみ

#### 交付金支払いスケジュール

- |                                  |              |
|----------------------------------|--------------|
| ①交付金のご案内及び申請書の送付(該当者の方へ郵送いたします。) | 8月上旬         |
| ②在学する高等学校等へ在学証明の発行を依頼してください。     | 9月以降でお願いします。 |
| ③申請書(様式第1号)の提出                   | 10月末日期限      |
| ④書類審査(決定通知もしくは非該当通知郵送)           | 11月中         |
| ⑤交付金の振込                          | 12月上旬予定      |

◎ 問い合わせ及び申請先 教育課学校教育係 内線 221

## 受験生チャレンジ支援貸付事業について

東京都では、学習塾等の受講料や高校・大学等の受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯に対して資金の貸し付けを行う「受験生チャレンジ支援貸付事業」を実施し、将来の自立に向けた意欲のある子供たちが高校や大学への進学を目指すことを支援しています。

・ **対象者** 中学3年生又は高校3年生又はこれに準ずる方※

※中学3年生又は高校3年生に在籍していない進学を目指す方（高校中途退学者、高等学校卒業程度認定試験合格者、定時制高校4年生、浪人生等）

貸付対象	貸付限度額
学習塾等受講料	20万円
受験料（中学3年生又はこれに準ずる方）	2万7,400円
受験料（高校3年生又はこれに準ずる方）	8万円



他にも貸し付けには条件等があるため、詳しくは下記のURLをご覧ください。

「東京都社会福祉協議会受験生チャレンジ支援貸付事業サイト」 URL : <https://jukenchallenge.jp/>

◎ 問い合わせ先 「社会福祉法人 檜原村社会福祉協議会」  
東京都西多摩郡檜原村 2717 番地（やすらぎの里内）  
TEL 042-598-0085 FAX 042-598-0487

## 令和6年度使用教科書展示会のお知らせ

小学校用の教科書を新たに採択するため、展示会を下記のとおり開催いたします。

○ **期 日** 特別展示会 令和5年6月 1日（木）から6月13日（火）  
法定展示会 令和5年6月14日（水）から6月30日（金）〈ただし、休館日（月曜日）、6月3日（土）、6月18日（日）の臨時休館日を除く〉

○ **時 間** 午前9時30分から午後5時

○ **場 所** 西多摩第四教科書センター（奥多摩町立古里図書館）  
所在地 奥多摩町小丹波82 電話 0428-85-1618

※また、檜原村役場2階の庁議室においても、教科書を展示しておりますので、閲覧希望者は、檜原村教育委員会まで申し出願います。

○ **期 日** 6月12日（月）午後から6月20日（火）〈ただし、土曜日・日曜日を除く〉

○ **時 間** 午前9時30分から正午、午後1時から5時

◎ 問い合わせ先 教育課学校教育係 内線 224

## 教養講座参加者募集！

年間を通して『俳句教室』『水彩画教室』『水墨画教室』を開催しています。素敵な作品作りを一緒に行いませんか？皆さんのお申し込みを随時お待ちしております。

○ **場 所** 檜原村福祉センター及び檜原村役場本庁舎

○ **参加費** 無料 ○ **対 象** 村内在住・在勤者

◎ 申し込み及び問い合わせ  
教育課社会教育係 内線 226

# 『子ども国際交流音楽祭』 歓迎演奏出演者募集について

10月9日（月・祝）にプリモホールゆとろぎ（羽村市生涯学習センター）で開催する『子ども国際交流音楽祭』の中で、ウィーンからの出演者への歓迎演奏を行う若手演奏者を募集します。

**参加資格：**音楽に関する高校・大学等で学ぶ生徒・学生または卒業生で、音楽活動の場の提供を望む30歳くらいまでの西多摩地区在住、在勤、出身者。（※音楽監督の審査あり）

**編 成：**アンサンブルが望ましい。

**参加申込等：**6月30日（金）午後5時までに教育課へお申込みください。

※演奏時間や曲目等の詳細についてはお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 教育課社会教育係 内線 226

## その他

# 檜原村民感謝デー開催のお知らせ

1. **件 名** 檜原村民感謝デー  
（あきる野市、青梅市、日の出町、奥多摩町の各市町村感謝デーと共同開催）※順不同
2. **主 催** 株式会社 東京サマーランド
3. **開催趣旨** 東京サマーランドが檜原村民にとって身近な存在となることを目的とし、日頃の感謝を込めて開催いたします。
4. **対 象** 檜原村 在住、在学の方
5. **優待施設** 東京サマーランド
6. **優待期間** 2023年6月24日（土）～26日（月）計3日間
7. **営業時間** 平日 10：00～17：00（プールのご利用は16：30まで）  
土日 9：00～18：00（プールのご利用は17：30まで）
8. **利用方法** ①来園日指定チケットを指定サイトから来園者全員分購入  
②購入時の必須アンケートにて在住・在学を回答 ※現地確認は不要です。  
※2歳以下の方はチケット購入不要です。  
※購入サイトは、下記QRコードよりご確認ください。  
※対象者1名につきチケット5枚まで購入可能です。 ※無料の方も含まれます。
9. **優待料金**

区 分	期 間	一般料金	特別優待料金
大 人	6月平日 / 土日	2,600 円 / 3,400 円	1,000 円 / 1,500 円
中学生		2,100 円 / 3,000 円	無 料
小学生		1,500 円 / 2,500 円	
幼児・シニア		1,000 円 / 1,800 円	

※大人（高校生から64歳まで）、幼児（3歳～未就学児）、シニア（65歳以上）

10. **利用施設** 屋内・屋外プール（※）、遊園地乗り物乗り放題（一部アトラクションは対象外）  
※6月の土日のみ屋外プールをオープンいたします。

11. **注意事項** 施設の利用規定に従いご利用いただきます。

12. **イベント** 観光PRブース、物産販売の出店等につきましては、協議の上決定いたします。



◎ お問い合わせ先 【お客さま専用窓口】 東京サマーランド予約センター Tel. 042-558-6511

## 6月4日から6月10日は危険物安全週間です

私たちの身の回りには、危険物を含む製品が数多くあり、その危険性を意識せずに使用すると、火災が発生する恐れがあります。

一般的に危険物といえば、ガソリンや灯油、油性塗料などがあり、幅広く利用されています。家庭においても消毒用アルコールやスプレー殺虫剤など、危険物に準じて注意が必要です。取扱いを間違えると思わぬ火災を引き起こす可能性がありますので、十分注意してください。

また、令和元年7月に京都市で発生したガソリンに起因する爆発事故を受け、令和2年2月1日からガソリンの容器詰め替え販売時に以下の事項が義務化されましたのでご協力をお願いいたします。



- 1 購入者に対する本人確認
- 2 購入したガソリンの使用目的の確認
- 3 販売記録の作成

◎ 問い合わせ先 秋川消防署 TEL 042-595-0119

## 村民ひろば

### 「檜原村自然保護の会」および「檜原村保存会」 設立記念勉強会のお知らせ

自然保護の在り方、自然と共存する暮らし、檜原村の将来像等々の課題を、共に勉強し、話し合い、多くの村民の知恵の結集により、自然豊かな檜原村の明日を作っていきたいと考え、設立第一回の勉強会を下記の通り開催いたします。多くの皆様のご参集をお待ちしております。

**日 時：**令和5年6月17日（土）午後2時開会  
**場 所：**檜原村やすらぎの里 3階ホール  
**内 容：**「水と自然と保全のありかた」 大津 和文 氏



大津和文 氏 プロフィール  
 \*八王子千人同志署名発起人  
 \*1級建築設計士  
 \*OM設計事務所経営

◎ 問い合わせ先 小林 中 TEL 042-598-6201  
 坂本 武司 TEL 042-598-6235

学校だより

# いま、檜原小学校では

## 入学式・1年生を迎える会

4月6日(木)、檜原小学校に8名の1年生が入学しました。そして、4月12日(水)に行った「1年生を迎える会」では、お兄さん・お姉さんとゲーム等をして、終始笑顔だった1年生。

そんな1年生がこれからの学校生活でどのように成長していくか、とても楽しみです。



## 学校公開日・保護者会

4月15日(土)は、学校公開日及び保護者会がありました。人数制限を設けず行えたこともあり、多くの参観者が来校され、子供たちの発言や発表を見ていただきました。その後に行われた全体保護者会では、檜原学園の学園方針や行事等の説明をさせていただきました。



## 遠足

4月21日(金)に低学年と中学年、4月28日(金)に高学年が遠足に行きました。毎年2学年合同で行われている遠足ですが、低学年は「金比羅山」、中学年は「大羽根山」、高学年は「大岳山」を登りました。参加者はどの子も盛り切り、お昼にはおいしくお弁当をいただきました。特に高学年は今後の臨海学園、移動教室に向けて、良い準備練習にもなりました。



### 【6・7月のおもな学校行事予定】

- |                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| 6月 1日(木) 児童集会(図書) バードカーピング(5年)        | 6月 28日(水) 小中セーフティ教室                      |
| 6月 2日(金) 図書館訪問(1~4年)<br>脊柱側彎検診(5年)    | 6月 29日(木) 地域巡り(3年)                       |
| 6月 6日(火) 水泳指導開始 東京都学力調査(5年)           | 6月 30日(金) 授業参観・保護者会(4~6年)<br>図書館訪問(1~4年) |
| 6月 8日(木) 中学生読み聞かせ いじめに関する授業           | 7月 3日(月) 避難訓練                            |
| 6月 9日(金) 避難訓練 漢字検定                    | 7月 4日(火) 和菓子作り(6年)                       |
| 6月 12日(月) 親子読書旬間始 児童集会<br>東京都学力調査(4年) | 7月 5日(水)<br>~ 7日(金) 臨海学園(5年)             |
| 6月 13日(火) 体力等調査                       | 7月 6日(木) 授業参観・保護者会(1~3年)                 |
| 6月 19日(月) バードカーピング(5年)                | 7月 11日(火) 下水道出前授業(4年)                    |
| 6月 21日(水) クラブ活動                       | 7月 14日(金) 落語教室(3~6年)                     |
| 6月 24日(土) 学校公開(檜小まつり) 親子読書旬間終         | 7月 20日(木) 安全指導 一斉下校 終業式                  |
| 6月 26日(月) 児童集会(保健) 国際交流会(6年)          |  |

# 檜原村地域おこし協力隊 ひのはらだより

Vol.84



左から、友澤勇紀、高野優海、中澤大樹、齊藤隼人



身近な材料を使った工作を体験しました！  
(上段：ぶんぶんごま、下段：どんぐり等で作った置き飾り)

さいとう はやと  
**齊藤 隼人** (上元郷在住)

日差しの強さが増し、梅雨を待たずに夏の訪れを感じ始めています。任期後を見据え、以前から興味があったSDGs(持続可能な暮らし)の在り方を共有できるコミュニティを立ち上げたいと考えています。その名も「ひのはらサステナブルクラブ」通称「ひのサスクラブ」。持続可能な暮らしの実現には、これまで(歴史や伝統文化、知恵など)とこれから(新しいアイデアや取り組み)の両方が大切であると考えています。自然・生活・人との繋がりを大切に、学びと実践を繰り返しながら活動していきたいと思っています。

たかの ゆうみ  
**高野 優海** (笛吹在住)

先日、2泊3日で全国の地域おこし協力隊が集まる研修に参加してきました。参加したのは、北は北海道から南は沖縄までの103地域から来た、146名！研修では、地域活性化をテーマに研究・実践を行う学者の方々や、地域おこし協力隊OB・OGの方々の講義を聞いたり、「こういう問題が起きたらどうする？」「こういう地域に協力隊として赴任することになったら、まずはどんなアクションを取る？」といった課題に対して、チームに分かれて議論したりと、研修という機会ではなければ得られない体験や、知識を多く得ることができました。また、どの地域からきた協力隊もやる気とエネルギーに満ち溢れていて、たくさん刺激をもらいました。研修で学んだことを活かしながら、引き続き日々の活動に取り組んでいきたいと思っています！



同じグループだったメンバーとの集合写真！

ともさわ ゆうき  
**友澤 勇紀** (宮ヶ谷戸在住)

4月中旬ごろ、高野隊員と共に滋賀県で開催された全国の協力隊員と地域支援員の初任者研修会へ参加してきました。琵琶湖近くの研修施設に146名103地域の協力隊が集い、過疎地域に移住した大学教授や協力隊経験のある講師から実体験を交えた講義を聞き、グループディスカッションとワークショップを通じて様々な地域の協力隊員と交流することができました。私の班は半数が離島に着任しており、全く異なる環境下においても似たような地域課題があり、三者三様その地域に根差した取り組みに良い刺激を貰ってきました。

私もより良い協力隊活動ができるように頑張ろうとパワーを貰ってきました！



グループで議論した内容を発表している様子

なかざわ だい き  
**中澤 大樹** (出畑在住)



ナツハゼの草刈りをお手伝いしました！服装を間違えて暑かったです。

3月末に檜原村に住み始め、早2ヶ月が経ちました！もともと檜原村には遊びに来ていましたが、住み始めてからより好きになってきました！朝起きても自然！仕事に出かけても自然！家に帰ってきてても自然！どんどん健康になっている気がします。

この2ヶ月でいろいろなお手伝いをさせていただきましたが、初めて経験することばかりで、楽しくご迷惑をおかけしながら奮闘しております。オレンジ色のTシャツを着ていますので、色だけでも覚えてください！！まだまだ、ご挨拶できていない方ばかりなので、どんどんご挨拶に伺います！

地域おこし協力隊卒業後は、村民の皆さんの生活を支える事業をできたらと思っています。そのために皆さんの困っていることや「あったらいいな」をいろいろ教えていただきたいです。

その他

# 檜原村消防団 新体制でスタート

4月1日に檜原村消防団任命式並びに入団式が行われ、当日に坂本村長より辞令が交付され、中野裕治氏が新団長に任命されました。

加えて、新しい幹部団員への辞令も中野新団長より交付され、170人（機能別消防団員を含む）の団員で檜原村の安全・安心のため、防災活動を行っていきます。



消防団幹部

## 休日診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住所	電話	日(曜日)	医療機関名	住所	電話
6月4日(日)	奥村整形外科	あきる野市 下代継19-1	042-518-2730	18日(日)	近藤医院	あきる野市 油平35	042-558-0506
11日(日)	米山医院	あきる野市 二宮1133	042-558-9131	25日(日)	あきる野総合 クリニック	あきる野市 草花1439-9	042-518-2088

受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分

※午後の診療時間は、変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診する際は診療科目を事前に確認して下さい。

### テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター TEL 521-2323 携帯電話・PHSは#7119  
 秋川消防署 TEL 595-0119  
 東京都保健医療情報センター TEL 03-5272-0303

### 世帯と人口 (5月1日現在)

( )内は前月比  
 世帯数 1,122世帯 (2世帯減) 人口 2,014人 (4人減)  
 男 1,004人 (3人減) 女 1,010人 (1人減)

防災行政無線メッセージサービス TEL 042-598-1033

過去に放送した内容を聞くことができます。

### ～今日の表紙～ 「6月の花 ～紫陽花～」

青や紫、ピンク色など、梅雨の時期に見る人の目を楽しませてくれる花「紫陽花(あじさい)」。小さな花が集まって咲いているように見えることから、「家族・団らん」という花言葉があります。いつまでも仲良くなりたいという気持ちを込め、贈るのにもぴったりの花です。